

今年の桜は全国で一斉に咲き始めた感がありますね。

4月は色々なものが始まる月ではありますが、今年は、戦争やコロナなどで「値上げの春」というところでしょうか。約6年ぶりに為替も125円をつけるなど、価格が上がっていく雰囲気しかないのが気がかりです。

落ち着いた生活を早く取り戻したいと切に思います。



今月のブログのまとめ

◆「養子縁組」で出来る「相続の準備」

血縁関係のない方に自分の財産を相続させる一つの方法として養子縁組があります。養子縁組の概要をまとめていきます。



◆養子縁組の手続きをするには？

養子縁組をするためには、どのような手続きが必要なのでしょう？家庭裁判所の許可が必要な場合がある等、どんな手続きが必要かをまとめました。



◆養子縁組は節税になる！？

養子縁組をすると相続税を減らすことができます。どのような場合、税金を減るか？また養子縁組みを検討する上で注意すべき点をまとめました。



最年少の税理士？！

税理士法では「**未成年**」は**税理士とはなれない**、と決まっています。
今回の民法改正で18歳成人の税理士が生まれやすい環境は整ってきました。

ただし、税理士試験の受験資格のため、日商簿記検定1級合格などが必要です。
また、合格しても、税理士登録のために、実務経験が2年必要になります。

そのため、最年少税理士が生まれるためには？！

- 1 中学校卒業後、会計事務所に勤務して2年の実務経験を満たす
- 2 中学校卒業後、1年半内に日商簿記1級合格し受験資格を得る
- 3 受験資格を得た後、税理士試験5科目を合格する



ということが必要です。現実的ではないですが、こんなタフガイが出てくるかもしれませんね。

「相続の準備 税理士」で検索No.1

無料Web相談やってます
お気軽にご連絡どうぞ→



市川欽一税理士事務所

(編集長：市川)

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館9階
電話：06-6356-3366/FAX：06-6356-3376